

既にご確認されている会員様もいらっしゃるかと存じますが、表記の件につき情報を転送させていただきます。

内容は、**有価証券報告書、四半期報告書等の提出期限を9月末まで一律に延長する内閣府令改正を踏まえ、決算及び監査業務の遂行、総会の運営等**です。

以下、転送いたしますのでご確認頂ければと存じます。

【周知依頼】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応等について(金融庁)

産業機械課関係団体御中

新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業、監査、株主総会等への対応について、金融庁から以下のとおり、方針や対応措置等が公表されておりますので、ご案内させていただきます。

恐れ入りますが、貴団体会員企業にも周知いただけるようお願いいたします。

【令和2年4月15日:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会】

●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会
<https://www.fsa.go.jp/singi/coronakansakyougikai/index.html>

金融庁企画市場局企業開示課

Tel 03-3506-6000(代表)(内線 3812、3651)

【令和2年4月17日:金融庁】

●「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正について
https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200417_kaiji/20200417_kaiji.html

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、金融商品取引法に基づく有価証券報告書や四半期報告書等の提出期限について、企業が個別の申請を行わなくとも、一律に令和2年9月末まで延長するため、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布されておりますので、ご案内させていただきます。

1. 改正内容

令和2年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する以下の報告書に関し、一律に令和2年9月30日まで提出期限を延長することとします(財務局長等へ個別に申請を行う必要はありません。)

- (1) 有価証券報告書(法第24条第1項)
- (2) 四半期報告書(法第24条の4の7第1項)
- (3) 半期報告書(法第24条の5第1項)
- (4) 親会社等状況報告書(法第24条の7第1項)
- (5) 外国会社報告書(法第24条第10項)

※ 上記報告書のほか、外国会社四半期報告書、外国会社半期報告書及び外国親会社等
状況報告書も延長の対象となります。

金融庁企画市場局企業開示課

Tel 03-3506-6000(代表)(内線 3812、3651)

経済産業省 製造産業局 産業機械課